令和６年度

鳥獣保護区等位置図

東京都

狩猟者の皆さん狩猟のマナーを守り事故防止に努めましょう

関係法令の遵守について

1．鳥獣の保護及び管理法だに狩猟の適正化に関する法律等の法令に基づくルールやマナーを守って安全な狩猟を行うこと。

2．出猟の際は必ず狩猟者登録証、猟銃・空気銃所持許可証（該当者のみ）を携帯し、胸部又は帽子に狩猟者記章を付けること。

3．鳥獣保護区等の捕獲規則区域を図面や標識でよく確かめ、判断できない時は、狩猟を中止するか、狩猟関係の職員か地元の狩猟者にたずねて、誤りのない狩猟をすること。

4．狩猟者登録証は、猟期満了後30日以内に返納すること。

5．網猟免許、わな猟免許に係る網又はわなは、使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所・氏名・狩猟者登録証に記載された都知事名・登録年度・登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識（１字縦１cm 横１cm以上）を付けること。また、わなの設置数は１人30個以内とすること。

危険防止について

1．銃絡を手にした時及び銃絡から手を離す時は、必ず装てんの有無を確かめること。

2．発射の必要がおきる直前まで装てんしないこと。

3．銃口を向ける等他人に危険感や嫌悪感を与えるような銃の操作は絶対にしないこと。

4．発射の時は、必ず矢先を確認すること。矢先を確認できない場合は発砲しないこと。

5．わなを設置した場合は頻繁に点検を行い、事故、錯誤捕獲防止に努めること。

山火事防止等について

鳥獣の生息の場である森林を火災から守るため万全を期するとともに、農耕地や幼令造林地に踏み込んで所有者に被害を与えないようにすること。

狩猟のマナーについて

狩猟事故の多発や狩猟のマナー等について、世論の批判が見られるが、狩猟者として の正しいマナーを守り、いやしくも批判を受けるような行為は避けること。

鳥獣の放置等の禁止

捕獲した鳥獣は、原則として、全量を回収し、又は適切に埋設すること。

狩猟鳥獣の種類と東京都で狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
（鳥類 26 種）カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）(※)、キジ（亜種のコウライキジを含む）(※)、コジュケイ、ヤマシギ（別種のアマミヤマシギは含まれない）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ（※）、ニュウナイスズメ、メスズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス（獣類 20 種）タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ（※）、ハクビシン、イノシシ（雑種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	11月15日から翌年の２月15日まで。ただし、ニホンジカについては、青梅市、檜原村及び第多摩町における狩猟期間は、原則として翌年の２月末日まで

※環境大臣又は東京都知事による捕獲禁止（東京都内）

捕獲禁止鳥類	捕獲禁止場所
メスヤマドリ(コジジロヤマドリを除く)、メスキジ(コウライキジを除く)	都内全域
ツキノワグマ	八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町
ヒヨドリ	小笠原村全域

捕獲の制限

対象狩猟鳥獣	１日当たりの制限羽数又は頭数
ヤマドリ、キジ	合計して　２羽
エゾライチョウ	２羽
コジュケイ	５羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して　５羽 （網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
ヤマシギ、タシギ	合計して　５羽
キジバト	10羽

狩猟鳥獣の捕獲を禁止する猟法

- 爆発物、劇薬、毒薬、麻酔、危険な石及びおとし穴の使用【危険猟法】
- ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、しり縛を使用する方法（人が操作することによってはり縛を動かして捕獲等をする方法を除く。）
- 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は５ノット以上の速力で航行中のモーターボートに加から銃器を使用する方法
- 構造の一部として２発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- 装薬銃であるライフル銃（ピストル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ）あるいは、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
- 空気散弾銃を使用する方法
- 網時に31以上のわなを使用する方法
- 鳥類並びにイノシシ及びツキノワグマの捕獲をするため、わなを使用する方法
- イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止装置が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が４ミリメートル未満であるものに限る。）、おとしあなとさがみを使用する方法
- ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止装置が装着されていないもの に限る。）、おとしあなとはさがみを使用する方法
- つりばり又はともりを使用する方法
- 矢を使用する方法
- 犬に咬みつかせることのように捕獲等する方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは殺らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
- キジ箱を使用する方法
- ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

東京都における鳥獣保護区等の区域

特別保護地区

1．高尾特別保護区（森林鳥獣生息地）

区　域　東京都八王子市高尾町所在東日本旅客鉄道高尾駅以西において、国道20号線と田甲州街道との間に所在する国有林の地域及びこの地域内に存在する社寺有地及びこの間国有林に接続する八王子市有林の区域。ただし、都道189号線の以北の区域は、この区域から除く。

面　積　504ヘクタール

存続期間　令和４年11月１日から令和24年10月31日まで

2．奥多摩湖特別保護区（森林鳥獣生息地）

区　域　東京都奥多摩町大字原字ぞうさず14番地の３先のあずまトンネル東側口を基点として、同地点から方位南を見通しし奥多摩湖南岸神奥多摩町大字川野字山なし1474番地先の管理道路に達し、同地点から管理道路を奥多摩湖上流に向かって進み、奥多摩町大字川野字本谷川野字本谷川第１11339番地先の岸に、同地点から方位北を見通し奥多摩湖北岸奥多摩町大字川野字奥山174番地先の、奥金山橋東側に達し、同地点から国道411号線を東方に進み、奥多摩町大字川野字奥山142番地先に至る、同地点から国道411号線を東方に進み、同町大字川野字いぬ入109番地先を経て雲取奥山林道に至る。同地点から同小屋を東方に進み、雲取奥山林道を東方に進み、同地点から同小屋を東方に進み小河内狭山水源の分水界を経て雲取奥山林道を東方に進み、同地点から同小屋を東方に進み、雲取奥山林道を東方に進み、奥多摩町大字川野字奥山142番地先に達し、同地点から同小屋を東方に進み、雲取奥山林道を東方に進み、奥多摩町大字川野字奥山142番地先に至る、同地点から同小屋を東方に進み、雲取奥山林道を東方に進み